

株式会社の吸収分割に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。なお、各記述に係る株式会社の定款には、別段の定めがないものとする。

1. 吸収分割承継株式会社が吸収分割株式会社の特別支配会社である場合であっても、一定数の株式を有する当該吸収分割株式会社の株主が吸収分割に反対する旨を当該吸収分割株式会社に対し通知したときは、当該吸収分割株式会社は、株主総会の決議によって、吸収分割契約の承認を受けなければならない。
2. 吸収分割により吸収分割承継株式会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割株式会社の総資産額の5分の1を超えない場合であっても、一定数の株式を有する当該吸収分割株式会社の株主が当該吸収分割に反対する旨を当該吸収分割株式会社に対し通知したときは、当該吸収分割株式会社は、株主総会の決議によって、吸収分割契約の承認を受けなければならない。
3. 吸収分割承継株式会社が吸収分割株式会社の特別支配会社である場合であっても、吸収分割が法令又は定款に違反するときであって、当該吸収分割株式会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、当該吸収分割株式会社の株主は、当該吸収分割株式会社に対し、当該吸収分割をやめることを請求することができる。
4. 吸収分割により吸収分割承継株式会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割株式会社の総資産額の5分の1を超えない場合であっても、当該吸収分割株式会社の反対株主は、当該吸収分割株式会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる。
5. 吸収分割により吸収分割承継株式会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割株式会社の総資産額の5分の1を超えない場合には、当該吸収分割後当該吸収分割株式会社に対して債務の履行を請求することができない当該吸収分割株式会社の債権者であっても、当該吸収分割株式会社に対し、当該吸収分割について異議を述べることができない。

1 ×

783 条 1 項は、「消滅株式会社等〔注：吸収合併消滅株式会社，吸収分割株式会社，株式交換完全子会社（782 条 1 項各号）〕は，効力発生日の前日までに，株主総会の決議によって，吸収合併契約等〔注：吸収合併契約，吸収分割契約，株式交換契約（782 条 1 項各号）〕の承認を受けなければならない」と規定するが，784 条 1 項本文は，「前条第 1 項の規定は，吸収合併存続会社，吸収分割承継会社又は株式交換完全親会社（以下この目において「存続会社等」という。）が消滅株式会社等の特別支配会社である場合には，適用しない」と規定する（略式組織再編）。そして，略式組織再編の場合，一定数の株式を有する当該吸収分割株式会社の株主が吸収分割に反対する旨を当該吸収分割株式会社に対し通知したときは，当該吸収分割株式会社は，株主総会の決議によって，吸収分割契約の承認を受けなければならないとする規定はない。

2 ×

784 条 2 項は，「前条の規定は，吸収分割により吸収分割承継会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の 5 分の 1（これを下回る割合を吸収分割株式会社の定款で定めた場合にあっては，その割合）を超えない場合には，適用しない」と規定する（簡易分割）。そして，簡易分割における吸収分割会社について，一定数の株式を有する当該吸収分割株式会社の株主が当該吸収分割に反対する旨を当該吸収分割株式会社に対し通知したときは，当該吸収分割株式会社は，株主総会の決議によって，吸収分割契約の承認を受けなければならないとの規定はない。

なお，795 条 1 項は，「存続株式会社等〔注：吸収合併存続株式会社，吸収分割承継株式会社又は株式交換完全親株式会社（794 条 1 項）〕は，効力発生日の前日までに，株主総会の決議によって，吸収合併契約等の承認を受けなければならない」と規定し，796 条 2 項柱書は，「前条第 1 項から第 3 項までの規定は，第 1 号に掲げる額の第 2 号に掲げる額に対する割合が 5 分の 1 ……を超えない場合には，適用しない」と規定するが（簡易組織再編），同条 3 項は，「前項本文に規定する場合において，法務省令で定め

る数の株式（前条第1項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が第797条第3項の規定による通知又は同条第4項の公告の日から2週間以内に吸収合併等に反対する旨を存続株式会社等に対し通知したときは、当該存続株式会社等は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、吸収合併契約等の承認を受けなければならない」と規定する。

3 ○

784条の2柱書は、「次に掲げる場合において、消滅株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、吸収合併等〔注：吸収合併、吸収分割又は株式交換（782条1項柱書）〕をやめることを請求することができる。ただし、前条第2項に規定する場合は、この限りでない」と規定し、同条1号は、「当該吸収合併等が法令又は定款に違反する場合」を挙げる。

すなわち、簡易分割の場合には、株主の差止請求権は排除されているが、略式分割の場合には、株主の差止請求権は排除されていない。

4 ×

785条1項柱書は、「吸収合併等をする場合（次に掲げる場合を除く。）には、反対株主は、消滅株式会社等に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる」と規定し、同条2号は、「第784条第2項に規定する場合」を挙げる。

5 ×

789条1項柱書は、「次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める債権者は、消滅株式会社等に対し、吸収合併等について異議を述べることができる」と規定し、同項2号は、「吸収分割をする場合」について、「吸収分割後吸収分割株式会社に対して債務の履行（当該債務の保証人として吸収分割承継会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。）を請求することができない吸収分割株式会社の債権者……」を挙げる。

そして、簡易分割の場合には、当該吸収分割後当該吸収分割株式会社に対して債務の履行を請求することができない当該吸収分割株式会社の債権者であっても、当該吸収分割株式会社に対し、当該吸収分割について異議を述べることをできないとする規定はない。